

就学援助制度について(お知らせ)

教育委員会では、経済的理由によって、就学困難な児童生徒の保護者に対して、学用品費や通学用品費などを一部援助しております。

1 対象者(※ 現在、生活保護世帯の方は、申請の必要はありません。)

次の事項のいずれかに該当する生活保護世帯に準ずる程度に困窮していると認められる方。

ア 生活保護法の規定による保護の停止又は廃止がされた者	1 保護者の職業が不安定で、生活状況が困窮している者
イ 町民税の非課税の者	2 学級費、PTA会費等の学校納付金の減免が行われている者
ウ 町民税が減免された者	3 学用品、通学用品又は被服等の購入に困窮している者
エ 固定資産税が減免された者	4 経済的な理由による学校の欠席日数が多い者
オ 国民健康保険税が減免された者	5 災害等により学校納付金又は学用品費等の負担が困難な者
カ 児童扶養手当の支給を受けている者	
キ 世帯全員の所得が町の定める基準額以下である者	

※ 上記のほか、学校長等に助言を求め、年間所得・世帯の状況等を総合的に判断したうえで認定を行います。

2 就学援助支給の内容

- ① 支給時期 年3回
7月下旬, 11月下旬, 2月下旬を予定。
- ② 支給内容 (学用品費・通学用品費・校外活動費)
※新1年生の場合は、新入学児童生徒学用品費が別に支給されます。
※このほか、必要に応じ修学旅行費, 医療費が援助されます。
- ③ 支給方法 御指定の口座に振り込みます。
※学校納付金が未納の方については、学校長を通じてお支払い致します。

3 申請方法

就学援助を希望される方は、「就学援助世帯票兼給付申請書」と「収入額調書」を学校へ御提出ください。

※ 前年度に助成を受けていた方も、再度認定の可否について判断しますので申請書を提出してください。

※訂正の場合は、二重線を引き再度御記入ください。修正テープ等は使用しないでください。
 ※すべての書類の保護者名は同じ方で、振込口座名義の方と同一でお願いいたします。
 ※初めて申請される方または昨年度に引き続き申請される方で、振込口座を変更される方は通帳を開いて1ページ目の写しを添付ください。